

イーストスプリング 米国小型厳選バリュー株ファンド Aコース(為替ヘッジあり)／ Bコース(為替ヘッジなし)

追加型投信／海外／株式



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- 本書(交付目論見書)は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- 本書には投資信託約款の主な内容が含まれていますが、投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等につきましては、以下の委託会社の照会先までお問合せください。

＜委託会社＞[ファンドの運用の指図を行う者]

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第379号

ホームページアドレス <http://www.eastspring.co.jp/>

電話番号 03-5224-3400(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

＜受託会社＞[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

野村信託銀行株式会社

商品分類				属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算 頻度	投資対象 地域	投資形態	為替ヘッジ
Aコース (為替ヘッジあり)	追加型 投信	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式 中小型株))	年2回	北米	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)
Bコース (為替ヘッジなし)								なし

※商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)にてご覧いただけます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

■本書により行う「イーストスプリング米国小型厳選バリュース株ファンドAコース（為替ヘッジあり）」および「イーストスプリング米国小型厳選バリュース株ファンドBコース（為替ヘッジなし）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成29年3月17日に関東財務局長に提出しており、平成29年4月2日にその届出の効力が生じております。

（注）上記のファンドをそれぞれ「Aコース（為替ヘッジあり）」「Bコース（為替ヘッジなし）」ということがあります。また総称して、あるいは個別に「当ファンド」ということがあります。

■当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。

■投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

■請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます。販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、当該請求を行った旨をご自身で記録しておくようにしてください。

<委託会社の情報>

委 託 会 社 名	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
設 立 年 月 日	平成11年12月1日
資 本 金	649.5 百万円（平成29年1月末現在）
運用する投資信託財産の合計純資産総額	7,677 億円（平成29年1月末現在）

1 ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、主として米国の金融商品取引所に上場されている（上場予定を含みます。）小型株に実質的に投資を行い、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1 主として、米国の金融商品取引所に上場されている（上場予定を含みます。）小型株に投資を行います。

- ▶ 投資にあたっては、独自の調査により個別企業の財務内容等を分析し、小型株市場全体や過去の水準と比較して割安と判断される銘柄を選択します。
- ◆ 主として、時価総額が米国株式市場における代表的な小型株指数の採用基準の範囲内※にある株式を投資対象とします。
※時価総額 3 億～45 億米ドル程度（2017 年 2 月末現在）
- ◆ 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。

運用プロセス

(1) 投資対象ユニバース

- ◆ 時価総額が代表的な小型株指数の採用基準の範囲内にあり、流動性の観点から投資可能な銘柄を抽出

(2) ファンダメンタル分析

- ◆ 徹底した個別銘柄の調査・分析
- ◆ バリュエーション指標等の観点から、割安となっている小型株銘柄を選択
- ◆ 業界内での競争力、財務基盤、経営の質等を分析
- ◆ 現在の株価が、市場の極端な反応を反映した一時的なものか、持続的なものかを判断し、将来における株価上昇の余地を見極め

(3) ポートフォリオ構築

- ◆ 企業の本源的価値と株価との比較等も考慮してポートフォリオを構築
- ◆ 株式運用チームが高い確信度を持つ比較的少数の銘柄に集中投資

(4) リスクコントロールおよびレビュー

- ◆ 経済情勢や市場環境がポートフォリオに与える影響のモニタリング
- ◆ 投資対象企業の業績等に対する継続的なモニタリング
- ◆ ポートフォリオ全体のリスク分散状況の評価

※上記の運用プロセスは今後変更される場合があります。

2 株式等の運用は、ピーピーエム アメリカ インク（P P M A）が行います。

- ▶ ピーピーエム アメリカ インクに株式等の運用の指図に関する権限を委託します。
- ▶ 長期的かつ堅実な視点が求められる保険資金の運用において、株式投資の豊富な経験を有しています。
- ▶ ボトムアップ・アプローチに基づく伝統的なバリュー投資スタイルで運用を行います。

＜ピーピーエム アメリカ インクについて＞

- ・英国プルデンシャル*グループの米国の運用拠点。
- ・シカゴに本拠地を置き、運用資産総額は約 1,114 億米ドルに上ります（2016 年 6 月末現在）。
- ・運用業務に特化しており、安定性が重視される生命保険や年金等の運用に高い実績を持ちます。

※英国プルデンシャル社はイーストスプリング・インベストメンツ株式会社の最終親会社です。最終親会社およびそのグループ会社は主に米国で事業を展開しているプルデンシャル・ファイナンシャル社とは関係がありません。

3 ＜Aコース（為替ヘッジあり）＞と＜Bコース（為替ヘッジなし）＞の2つのコースがあります。

▶ ＜Aコース（為替ヘッジあり）＞

原則として、対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動の影響を完全に排除できるものではありません。

▶ ＜Bコース（為替ヘッジなし）＞

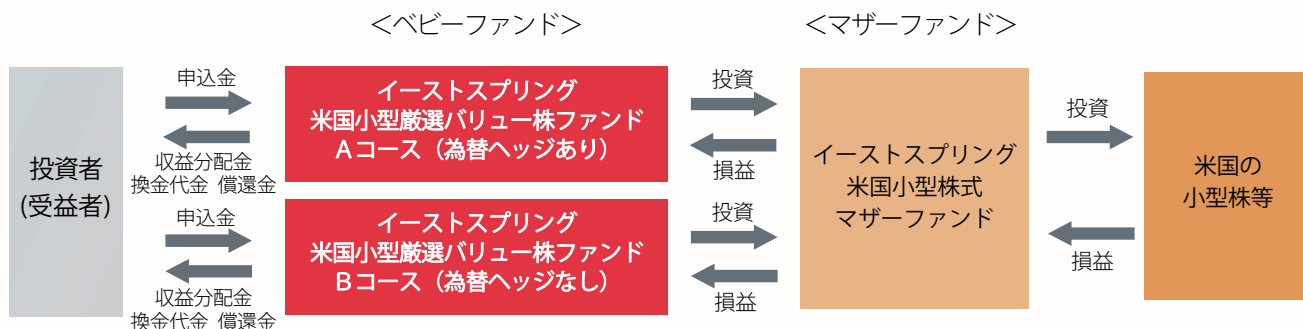
原則として、対円での為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

為替ヘッジとは：

為替予約取引を活用し、あらかじめ将来の為替レート等を予約することで、外貨建資産への投資に伴う為替変動リスクを低減するための取引手法です。

ファンドの仕組み

- ▶ 当ファンドは、ファミリーファンド方式を採用し、「イーストスプリング米国小型株式マザーファンド」への投資を通じて、主として米国の小型株に投資します。
- ▶ 「ファミリーファンド方式」とは、投資者のみなさまはベビーファンドに投資し、ベビーファンドはその資金を主としてマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



4 年2回決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。

- ▶ 原則として、毎年3月25日および9月25日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等から、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。
- ▶ 分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

2 投資リスク

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドは、値動きのある有価証券を実質的な主要投資対象とするため、当ファンドの基準価額は投資する有価証券等の値動きによる影響を受け、変動します。また、外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクもあります。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

＜基準価額の変動要因となる主なリスク＞



株価変動リスク

株式の価格は、内外の政治経済情勢、株式を発行する企業の業績および信用状況等の変化の影響を受け変動します。当ファンドは主に株式に実質的に投資を行いますので、基準価額は株価変動の影響を受けます。

当ファンドは小型株に実質的に投資を行います。小型株は株式市場全体の動きと比較して株価が大きく変動することがあり、基準価額に大きな影響を与える場合があります。また、小型株の値動きが株式市場全体の値動きと異なる場合、基準価額の値動きは株式市場全体の値動きと異なることがあります。



為替変動リスク

＜Aコース（為替ヘッジあり）＞

実質的な組入外貨建資産において、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、完全にヘッジすることができるとは限らないため、米ドルの対円での為替変動の影響をすべて排除できるものではありません。外国為替の予約取引等により為替ヘッジを行うため、為替市場の需給環境により日米の短期金利差相当分以上のヘッジコストがかかる場合があります。基準価額の下落要因となることがあります。

＜Bコース（為替ヘッジなし）＞

実質的な組入外貨建資産において、原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、為替レートの変動の影響を受けます。為替相場が円高方向に変動した場合には、基準価額の下落要因となります。



信用リスク

有価証券の発行者の経営・財務状況やそれらに対する外部評価の変化により、組入れた有価証券の価格が大きく下落し、基準価額の下落要因となる場合があります。



流動性リスク

組入れた有価証券の市場規模が小さく取引量が少ない場合や市場が急変した場合、当該有価証券を希望する時期や価格で売却できないことがあり、基準価額の下落要因となる場合があります。

（注）基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。マザーファンドは、複数のベビーファンドの資金を運用する場合があるため、他のベビーファンドからのマザーファンドへの資金流入の動向が、基準価額の変動要因となることがあります。
- 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（流動性の極端な減少等）があるときは、購入・換金のお申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けたお申込みの受け付けを取消することがあります。
- 分配金は計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者のファンドの購入価額によっては、支払われた分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。

リスクの管理体制

委託会社では、運用部門において運用の委託先における投資方針の遵守状況および運用状況の確認、ならびに投資リスク等のフロント・モニタリングを行っています。また、運用部門から独立した部署が、投資ガイドライン等の遵守状況等に関し当該委託先から定期的な報告を求めるなどの所要のモニタリングを行うとともに、リスク・コンプライアンス委員会がリスク全般の管理を行っています。

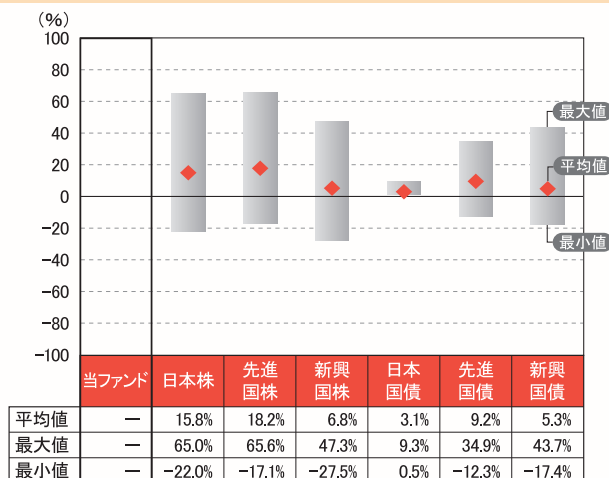
参考情報

■ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

< Aコース（為替ヘッジあり） >

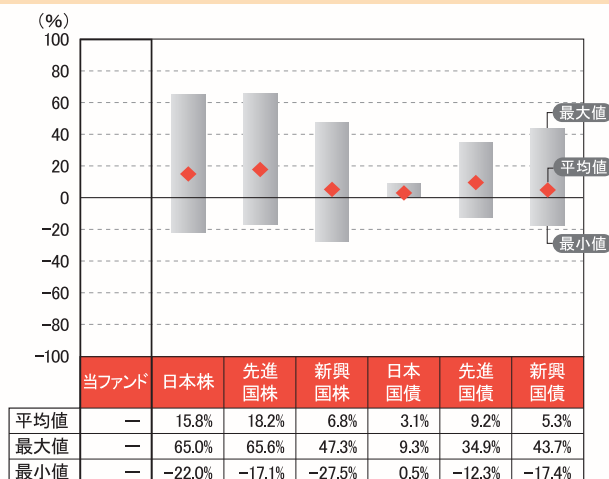
※2017年4月20日から運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較 (2012年2月～2017年1月)



< Bコース（為替ヘッジなし） >

※2017年4月20日から運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。



※2012年2月から2017年1月の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※当ファンドは2017年4月20日から運用を開始する予定であり、表示すべき当ファンドの年間騰落率はあります。

< 各資産クラスの指数 >

日本株： 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）

先進国株： MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）

新興国株： MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）

日本国債： NOMURA-BPI 国債

先進国債： シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）

新興国債： JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しています。「円換算ベース」は、米ドルベースの指数を委託会社が円換算したものです。

< 指数について >

東証株価指数（TOPIX）は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）の商標又は標章に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が有しています。

MSCI 指数（MSCI コクサイ・インデックス、MSCI エマージング・マーケット・インデックス）は MSCI Inc. が算出している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI Inc. に帰属します。また MSCI Inc. は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

NOMURA-BPI は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。

シティ世界国債インデックスは Citigroup Index LLC により開発、算出および公表されている債券インデックスであり、著作権は、Citigroup Index LLC に帰属します。

JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）は J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表しているインデックスであり、著作権、知的財産権は J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

3 運用実績

当ファンドは2017年4月20日から運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、記載すべき事項はありません。

■基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

■分配の推移

該当事項はありません。

■主要な資産の状況

該当事項はありません。

■年間収益率の推移

該当事項はありません。

なお、当ファンドにはベンチマークはありません。

※最新の運用実績は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。

4 手続・手数料等

お申込メモ

購 入 単 位	販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。 詳細については、お申込みの販売会社にお問合せください。
購 入 価 額	当初申込期間：1口当たり1円 継続申込期間：お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購 入 代 金	お申込みの販売会社の定める日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。
換 金 価 額	換金の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。
換 金 代 金	換金の受付日から起算して原則として5営業日目からお支払いします。
購入・換金申込 受 付 不 可 日	営業日が以下の日のいずれかにあたる場合は購入・換金のお申込みはできません。 ①ニューヨーク証券取引所の休場日 ②ニューヨークの銀行休業日 なお、上記以外に委託会社の判断により、購入・換金申込受付不可日とする場合があります。
申 込 締 切 時 間	原則として午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込分とします。
購 入 の 申 込 期 間	当初申込期間：平成29年4月3日から平成29年4月19日まで 継続申込期間：平成29年4月20日から平成30年6月25日まで ※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、また信託財産の効率的な運用を維持するため、当ファンドの残高規模、市場の流動性の状況等によっては、一定の金額または純資産総額に対し一定の比率を超える大口の換金に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付 の 中 止 及 び 取 消 し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けたお申込みの受け付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。
信 託 期 間	平成29年4月20日から平成39年3月25日まで
繰 上 償 還	各ファンドについて、信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、委託会社の判断により繰上償還を行う場合があります。
決 算 日	原則として毎年3月25日および9月25日（休業日の場合は翌営業日）
収 益 分 配	原則として毎決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないことがあります。 また、受益者と販売会社との契約によっては、税金を差引いた後、無手数料で収益分配金の再投資が可能です。
信 託 金 の 限 度 額	各ファンド 2,000億円（当初設定上限額 各ファンド 500億円）
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	委託会社は、年2回の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。
そ の 他	販売会社によっては、＜Aコース（為替ヘッジあり）＞、＜Bコース（為替ヘッジなし）＞のいずれか一方のファンドのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

ファンドの費用・税金

<ファンドの費用>

投資者が直接的に負担する費用			
購入時手数料		3.78%（税抜 3.5%）を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、お申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）に乗じて得た額とします。 購入時におけるファンドや関連する投資環境の説明および情報提供、購入に関する事務手続き等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。	
信託財産留保額		換金の受付日の翌営業日の基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額とします。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
運用管理費用 （信託報酬）		純資産総額に対して 年率 1.998%（税抜 1.85%） 計算期間を通じて毎日費用として計上され、毎計算期末または信託終了時に信託財産から支払われます。	信託報酬＝ 運用期間中の基準価額×信託報酬率
配分	委託会社	年率 0.972%（税抜 0.90%）	委託した資金の運用の対価
	販売会社	年率 0.972%（税抜 0.90%）	購入後の情報提供、運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
	受託会社	年率 0.054%（税抜 0.05%）	ファンドの運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
その他の費用・手数料		信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、目論見書および運用報告書等の印刷費用、公告費用等）は、純資産総額に対して年率 0.10%を上限とする額が毎日計上され、毎計算期末または信託終了時に信託財産から支払われます。 また、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等についても信託財産から支払われます。 「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示することができません。	監査費用： 監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 売買委託手数料： 有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 保管費用： 有価証券等の保管等のために海外銀行に支払う費用

※委託会社の報酬には、マザーファンドの運用の委託先への報酬が含まれます。

※投資者のみならず負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<税金>

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 20.315%
換 金（ 解 約 ） 時 及 び 償 還 時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して 20.315%

※上記は、平成29年1月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

M E M O

(本ページは目論見書の内容ではありません。)

